

# 令和8年度南いわて出会い創出事業

## 業務仕様書

令和8年5月

岩手県南広域振興局  
保健福祉環境部

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度南いわて出会い創出事業」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 本業務の概要

### (1) 業務の名称

令和8年度南いわて出会い創出事業

### (2) 業務の目的

これまでの婚活イベントではアプローチしきれていない、交際・結婚に興味・関心はあるが積極的な婚活には抵抗がある層をターゲットにして、婚活を前面に出さず、県南圏域※の「地域資源」や「推し」を活用したイベントを開催することで、新たな出会いや交流の機会を創出する。

※ 県南圏域とは、花巻市、北上市、遠野市、一関市、奥州市、西和賀町、金ケ崎町、平泉町の5市3町のエリアを指す。

### (3) 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

## 2 委託業務の内容

### (1) 出会い応援イベントの開催

#### ア 内容

(ア) 県南圏域の「地域資源」（圏域内の企業の商品、各種施設、自然等）や「推し」（趣味、興味・関心）を活用し、参加者、特に女性が応募したくなるような内容とすること。必要に応じて、体験料、講師料、飲食費などの費用も委託料に加えて積算すること。

「地域資源」は、県南圏域内の出会いと交流に資するさまざまなヒト・モノ・コトを幅広く捉えるものとする。なお、本業務において、県南圏域関連の地域資源の使用割合等を規定するものではなく、あくまでも、出会いの応援がメインとなるイベントであること。

「推し」についても、趣味や興味・関心がある事柄を幅広く捉えるものとする。内容を指定するものではないが、金銭的負担や身体能力などを考慮し、参加ハードルが低く、イベントに関わらず参加者が取り組んでいる又はイベントを契機に取り組めるようなものとなるよう配慮すること。

(イ) イベント例は以下のとおり。なお、下記の例を参考に提案しても構わないが、提案内容を限定するものではないこと。

- ・ 地元で人気のスイーツやコーヒーを楽しむビュッフェ
- ・ 美術館（博物館・観光施設等）や地元の酒蔵を舞台にした交流イベント
- ・ 漫画・アニメの舞台を巡るツアー

(ウ) イベント自体を楽しむとともに、参加者同士の交流を促進するため、イベント内での体験や見学、会話がしやすいよう参加者の発言の機会確保やグループをつくるなどの工夫をすること。また、参加者同士が円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、十分なサポートを行うこと。

(エ) イベント後、参加者に記念品を提供すること。提供する物品を指定するものでは

ないが、イベントに関連する商品や、県南圏域内の企業が製造した商品（お菓子・小物等）を想定している。

また、イベント終了後の交流の継続を促進するため、イベントにおいて連絡先を交換した参加者に対しては、特典（例：県南圏域の飲食店等で使用できる割引券等）の配布を想定している。

いずれについても、具体的な内容、単価等の詳細は、提案事項とする。

#### イ 開催時期・場所・回数

概ね9月から12月頃までに、県南圏域を会場として、2回以上開催する。なお、2回目については、1回目のイベントへの参加者を対象として実施することとしても良いこと。

#### ウ 対象者・参加人数

独身者で、20歳以上40歳以下の範囲内において年齢設定を行うものとし、男性は県南圏域内に居住又は勤務している者、女性は地域による制限を設けない。

参加人数は概ね男女各10名程度とする。最少催行人数は男女各4名程度とし、参加者は、抽選等により選定する。なお、当日の参加者数は県と協議の上、決定する。

#### エ 料金の徴収及び参加料金の設定

イベント開催にあたっては、参加者から料金を徴収することを妨げない。ただし、参加料金の金額の設定は、参加しやすい良識的な料金とし、県と協議の上決定することとして、事業費総額から収入額を差し引いた額を委託料として積算すること。

#### オ イベント等の実施及び運営

(ア) イベント実施に当たり、資料の準備、スタッフの派遣、会場の設営及び撤去、運営に必要な備品等の調達、管理等の必要な業務については、受託者の責任において行うものとする。

(イ) 参加者との間に発生したトラブルに対しては、責任を持って対処すること。

(ウ) 当日、参加者にふさわしくない状態である者（著しく不快、虚偽の言動、いわゆるナンパ目的の不誠実な者、酒に酔っている者、虚偽の申込みの者等）や、健全な運営を損なう行為（犯罪行為もしくは犯罪行為に結び付く行為、他社の名誉又は信用を棄損したり、誹謗中傷したりする行為、物品販売や商取引、政治活動、宗教活動などの行為、イベントの運営を阻害する行為等）を行う者については、参加の拒絶や退場を求めるなど健全性を維持し、他の参加者を保護する取組を行うこと。

(エ) イベント時における参加者同士の連絡先等の個人情報交換は、本人の責任において行うよう参加者に伝えること。また、イベント時又はイベント後に、受託者においても連絡先等交換の仲介を行うことを併せて伝えること。

#### カ 留意事項

(ア) 本業務は、交際・結婚に興味・関心はあるが積極的な婚活には抵抗がある層をターゲットとするため、婚活を前面に出さないイベントとすることから、チラシや周知等で婚活やこれに類推する文言は控えること。

また、カップリングは行わないことから、イベント時のサポートにおいても、参加者の意向を配慮しつつ、カップリングを前提としたサポートにならないよう注意すること。

(イ) イベントを通じた参加者の出会いと交流機会の創出を図るため、イベントの満足度を高めるとともに、参加者同士の連絡先交換を促進するための工夫をすること。

(ウ) イベントの内容としては、いわゆる「趣味活」や「友活」に近いイメージを想定している。

ただし、本業務は、あくまでも結婚支援を目的としているため、イベント自体を

楽しむだけでなく、イベント時やイベント後の交流を通じて、交際や結婚の契機になることを目指すもの。

## (2) 参加者の募集、問合せ対応及びイベント周知等

ア 参加者の募集を行い、申し込みを受け付けること。また、参加者からの問い合わせに対応すること。

イ イベント周知として、ホームページ、チラシ、ラジオ、SNS等を活用し、効果的な情報発信を行うこと。

ウ イベント周知のためのチラシを作成（デザインを含む）し、県が指定する場所に配布すること。

エ SNSは、イベント自体の周知の他、イベント参加者（希望者含む）に対するイベント関連の情報発信としての活用も想定しているため、イベント用のアカウントを取得するなどして、イベント実施前後に継続した情報発信が行えるよう工夫すること。活用するSNSの種類は問わない。

なお、SNSの運用期間は委託期間終了までとするが、期間の詳細は、イベント開催時期等を考慮し別途協議する。

オ 上記以外にも、イベントを効果的に周知するための手法があれば提案すること。

## (3) アンケートの実施

ア イベント後、参加者を対象としたアンケートを実施すること。アンケートの設問等については、別途協議する。

イ アンケートの集計・分析を行い、結果を報告すること（満足度、改善点、ニーズ等）。

## (4) 参加者からの相談対応及び連絡先等交換の仲介

ア イベント後、参加者から相談等があった際は対応すること。

イ 参加者から連絡先等交換の希望があった際は、申込者及び相手方の双方の希望等を配慮の上、連絡先等交換を仲介すること。

ウ 相談等の対応期間は委託期間終了までとするが、期間の詳細は、イベント開催時期等を考慮し別途協議する。

## (5) 成果品

本業務の実施状況等をまとめた実施報告書を提出すること。様式は任意とするが、次の内容を含むものとする。

ア イベントの実施内容が分かる資料及び記録写真（データ可）

イ イベント周知に使用した資料

ウ 参加者アンケート集計・分析結果

エ 参加者からの相談対応及び連絡先等交換の仲介の実施結果

オ 今後のイベント実施に係る提案

※ 内容は任意だが、結婚に興味・関心はあるが積極的な婚活には抵抗がある層について、出会いや結婚に関する意識や行動特性、効果的なイベントの提案等を想定

カ 業務実施に要した経費

キ その他関係資料

## 3 委託上限額及び対象

941,000円以内（消費税及び地方消費税含む）

委託料の積算となる対象経費は、実施事業に直接必要となる経費（人件費、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会場使用料、借上料、保険料等）とし、備品等財産を取得する経費は含めないこと。機会・器具の購入等については、リース又はレンタルでの対応とすること。

## 4 契約に関する条件

### (1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、監理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に県に対し書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する監理方法等必要事項を協議しなければならない。

また、受託者が委託する第三者についても、「企画コンペ実施要領」中、「3 参加者の資格に関する事項」に定める参加資格の要件(2)から(8)を満たすものとする。

### (2) 再委託の相手方

受託者は、(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めるとともに、可能な限り、障がい者の雇用又は社会参加が図れるよう、配慮するものとする。

### (3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記(1)イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

### (4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって、受託者から県に移転することとする。

### (5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

### (6) 個人情報の保護

ア 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）等の関係法令を遵守しなければならない。

イ 個人情報の取扱い者を限定するとともに、収集した個人情報を本事業の目的以外の目的で利用したり、他の者に提供したりしないこと。

ウ 収集した個人情報は、漏洩、滅失、棄損等を防止するとともに、安全確保の措置を講ずること。

エ 収集した個人情報は、契約終了後、確実かつ速やかに廃棄又は消去すること。

### (7) その他

ア 本事業の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。

イ 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、県南広域振興局と受託者が協議を行い、定めるものとする。